

手数料・使用料の見直しについて

1 大会議室使用料の改定及び特設文庫室使用料の新設

全市的な使用料などの見直しに伴い、数年来据置いてきた当館会議室使用料についても改定する。

2 図書館利用証再交付手数料について

現在、図書の館外利用者に対して発行している図書館利用者証について、再交付時に実費相当額を徴収する。

(1) 積算根拠

ア	紙代(印刷込み)	10.5円/枚
イ	ラミネート	6.3円/枚
ウ	人件費	61.7円×3分=185.1円/枚
	合計	201.9円/枚

(2) 近隣他市町村の状況(すべて再交付分)

市町名	金額	積算根拠	実施時期
鳥取市	100円 (現在は一時的に無料)	実費相当	H17~
八頭町	120円	他市町村の状況から	合併時
北栄町	100円	実費相当	H13年頃から
安来市	100円	実費相当	開館から(H16~)
斐川町	町内300円 町外500円 2回目以降(一律)690円	実費相当	開館から(H15~)
参考			
倉吉市	合併以前は、100円(現在は無料)		
境港市	無料		

ラミネートタイプのカードは、北栄町のみ

鳥取市...カードを紛失した利用者に「仮カード」を交付。

(期限は、利用カードに準じる)

仮カードでは、WEB予約はできない。

再交付には100円徴収。

現在は、システム更新により、カードも変更したため無料で交付をしている。

市外居住者については、通勤通学者以外は、カードを交付していない。

八頭町...カードを紛失した利用者に「仮カード」を交付(仮カードは期限なし)

その上で、希望者のみに利用証を再交付している。

北栄町...合併時に新しいカードを発行。その後の紛失については、必ず再交付。

安来市...カードを紛失した場合は、身分証明で本人確認し貸出。

しばらくすると、カードが見つかることも多く、再発行数は多くないとのこと。

斐川町...カードを紛失した場合は、必ず再交付。

(3) コピー機使用料について

現在徴収している金額と実費経費との差額が増大し、特にカラーコピーについては、利用を制限するなどの措置を講じざるを得ない状況となっている。